

会議の名称	令和3年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和3年7月26日(月) 午後2時から 午後2時50分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第44号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第45号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年) (4) 第46号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (5) 第47号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 報告第28号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第29号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について (8) 報告第30号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第33号 農業用施設(2a未滿)の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会

配付資料	1 令和3年第8回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和3年第8回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻となりましたので、これより総会を始めさせていただきます。お手元にお配りしております議事日程に従いまして進めさせていただきます。まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和3年第8回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。事務局長からも話があったとおり、暑い中、農地パトロールについては皆さんお疲れさまでした。大変だったと思いますが、これまでの委員さんや皆さんのおかげで遊休農地が減ってきています。これから事務局が確認し、今後の手続きを進めていきたいと思っております。また、コロナ禍で陽性者数も増えてきています。ある会議では、できるだけ開催時間を短く切り上げて話す機会を減らしているようなことも聞いております。今回も皆さまのご協力をよろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日、推進委員の戸塚委員より欠席の旨届出がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員19名中19名の出席で、定足数に達しておりますので、総会が成立し、在任農地利用最適化推進委員24名中23名の出席となっておりますことをご報告いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名でございますが、慣例により、私から指名させていただきます。本日は、14番鳥澤委員、15番鈴木良美委員の両名をお願いいたします。また、会議書記は、事務局の高群補佐を指名します。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案5件及び報告6件であります。</p> <p>まず、第43号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第43号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第43号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりました、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑3筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページ及び4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、岡芹委員の報告をお願いいたします。</p>

<p>岡芹委員</p>	<p>9番岡芹です。整理番号1について、報告させていただきます。7月20日午前9時頃、西富田860番地2地先において荒井康男推進委員と、受人から聞き取りを行い、所有農地の確認をしました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1-1及び4ページ3-1-2の地図をご覧ください。申請事由は売買となります。申請地は、共栄自治会館から南方向へ400mほどの場所にあり、児玉北部土地改良区内に位置しております。</p> <p>つぎに、受人の状況についてですが、耕作は本人、妻、長男の3名で行っており、農業従事日数は年間約180日です。農機具は耕運機2台、管理機1台、消毒機1台、草刈機1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は、児玉北部土地改良区内の二つの場所については水稻を作付けしたいということです。〇〇〇〇〇の駐車場北側の畑には、なす、きゅうり、じゃがいもなどの野菜を栽培しますとのことです。なお、申請地及び受人所有農地の耕作状況を現地確認したところ、所有農地の一部を農業体験農園として利用していた他、すべての農地が問題なく利用されておりました。周辺農地への支障の恐れもないと思われまます。以上で報告を終わらせていただきます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、整理番号1の説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第44号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第44号議案を説明いたしますので、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>第44号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、議案書6ページをご覧ください。今回の申請件数</p>

	<p>は、4件です。畑6筆の面積合計8,472㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、鳥澤委員につきましては、利用権の設定を受ける者として、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第44号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第44号議案については、原案のとおり決定いたしました。事務局に申し上げます。鳥澤委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席)</p> <p>次に、第45号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第45号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第45号議案農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)について(通年)を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する別紙農用地利用配分計画(案)に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げ</p>

	<p>げるものでございます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画案につきましては、8ページをご覧ください。今回は、耕作者が変更となる土地のみで、田5筆の面積合計3,009㎡でございます。設定する権利は、賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画(案)に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりました、今回の農用地利用配分計画(案)の内容については、これらの要件を全て満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第45号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、おはかりいたします。</p> <p>第45号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、第45号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第46号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第46号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第46号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをご覧ください。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、牛舎建設工事です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、宮部</p>

	<p>延一委員でございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1について、宮部延一委員の報告をお願いいたします。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告します。7月24日午後1時ごろ、田島推進委員と現地を確認しました。11ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉と美里町の境で小山川から南へ300メートルぐらいに位置しています。隣接地内の既存の牛舎が老朽化し、建物の改修が必要となったため、申請地に新たな牛舎を建設し肥育牛の一部を移動させ、順次牛舎を改修する計画です。周辺の農地に影響もないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第47号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第47号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第47号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は、7件で、その内訳は、所有権移転4件、使用貸借権2件及び地上権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から整理番号7までを、順番に事務局から説明、地区</p>

	<p>担当委員からの報告をいただきました後に、ご質疑いただき、その後、一括審議とさせていただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号1について、私から報告させていただきます。7月23日16時30分頃から倉野内推進委員と2人で現地確認をしました。議案書14ページ5-1の地図をご覧ください。環状1号線の金屋南交差点から南に約100メートルに位置しています。聴き取りは渡人と代理人に行いました。受人と渡人の関係は知人で特に親子関係ではありません。申請地は住宅と住宅に囲まれた土地で周辺の農地に何ら支障はないと思われまます。</p> <p>皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、田島敏包委員の報告をお願いいたします。</p>
田島敏包委員	<p>12番田島より報告します。7月21日午前8時、宮部推進委員と共に現地確認を行いました。議案書15ページ、5-2の地図を参照ください。申請地</p>

	<p>は、児玉南土地区画整理地内、長瀬児玉線と市道1級4号線の第一金屋の交差点から約50メートル北側に位置し、長瀬児玉線に面しております。申請人は、現在実家で両親と同居の生活を送っておりますが、かねてから実家は狭あいで二夫婦の生活には不都合であり、父所有の申請地に自己用住宅を構築すると聞きました。この地域は第1種住居地域で、周辺は住宅に囲まれ、関連農地への支障はなきものと推察できます。以上のことから、転用許可は妥当と考えますが、委員各位のご高配をお願い致します。以上。</p>
議長	<p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
田端会長	<p>整理番号3について、私から報告させていただきます。議案書16ページ5-3の地図をご覧くださいと思います。7月23日16時頃から倉野内推進委員と2人で現地確認をし、渡人から聴き取りを行いました。申請地は高柳公会堂から南に約50メートル、主要地方道秩父児玉線の旧道に面した場所にあります。申請地の周辺は太陽光発電用地になっていて、ここだけ空いていた土地であります。親から土地を借りて住宅を建築する計画です。受人と渡人の関係は親子です。何ら支障はないと思われませんが、皆さまの慎重審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、貸店舗用地（ピアノ教室）です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であるこ</p>

	とから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。
議長	整理番号4について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。7月20日午前9時30分頃から、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書17ページ、5-4の地図をご覧ください。申請地は、国道462号線関越自動車道インターチェンジ北の信号交差点から北方向へ20メートルほど進んだ場所で、〇〇〇〇〇の西側の道路を隔てた場所に位置しています。申請事由は貸店舗用地です。申請地周辺の状況は、〇〇〇〇〇の駐車場と民家に囲まれている場所で、農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題のない場所と思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号5について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、地上権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村文子委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、木村文子委員の報告をお願いいたします。
木村文子委員	<p>17番木村より報告します。7月21日午後3時頃、木村推進委員と現地確認をしました。18ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は主要地方道秩父児玉線沿いに位置しております。申請事由は太陽光発電施設用地です。受人は事業拡大のため、申請地を借り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>周辺は太陽光発電施設が建ち並び、農地へ支障を来す恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われます。</p>

	皆様の慎重審議よろしく申し上げます。
議長	次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用である本申請は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められることから、立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、岡芹委員の報告をお願いいたします。
岡芹委員	<p>9番岡芹より報告します。7月20日午前10時頃、門倉推進委員と現地確認をしました。議案書19ページ、5-6の地図をご覧ください。申請地は、共栄地区の集落の西側に位置します。〇〇〇〇〇の道路を隔てた東側に位置しています。申請事由は建売分譲住宅用地です。申請地周辺は工場、運送会社の駐車場並びに住宅に囲まれた一角で、農地へ支障をきたす恐れもないことから、転用に当たっては特に問題のない場所と思われます。</p> <p>皆様の慎重審議、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	次に、整理番号7について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、議案書13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-7については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから立地基準を満たしており、また、申請書類を審査する限りにおいて、一般基準の不許可相当に該当する項目もないことから、本申請は、許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	整理番号7について、小賀野委員の報告をお願いいたします。
小賀野委員	19番小賀野より報告します。7月22日午前9時頃出牛推進委員と現地確

	<p>認をしました。議案書20ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は八高線児玉駅から線路沿いに200メートルほど高崎方面に向かった線路の左側に接する住宅地になります。申請理由は分譲用地です。用途地域は第1種住居地域で、周辺は宅地が立ち並び、転用に当たっては特に問題ないと思われま</p> <p>す。</p> <p>皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの整理番号1から整理番号7までの説明及び報告に対しまして、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
坂爪委員	<p>整理番号2と4について、面積が500㎡を超えていますが大丈夫でしょうか。</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号2につきましては、事前に県の担当者に確認したところ、確かに面積が518㎡で500㎡を超えていますが、周辺も宅地化が進んでおり用途地域で土地区画整理地内であることから問題ないと確認を取っております。整理番号4につきましては、申請事由が貸店舗用地で、住宅のような上限面積がありません。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1から整理番号7について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。報告につきまして、報告第28号から報告第33号までを、順番に事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第28号を説明いたしますので、議案書21ページをご覧ください。</p> <p>報告第28号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第29号を説明いたしますので、議案書23ページをご覧ください。</p> <p>報告第29号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、農地法</p>

第4条第1項第8号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第30号を説明いたしますので、議案書25ページをご覧ください。

報告第30号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。

届出内容については、26ページから28ページをご覧ください。専決処分件数は、24件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。

続きまして、報告第31号を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。

報告第31号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。

報告書の提出件数は、3件で、その報告書が30ページから35ページのとおりとなっております。

農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。

続きまして、報告第32号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。

報告第32号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理し、同

	<p>条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>通知内容については、37ページをご覧ください。賃貸借契約合意解約通知書の受理件数は、3件です。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p> <p>続きまして、報告第33号を説明いたしますので、38ページをご覧ください。</p> <p>報告第33号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、39ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ここで、議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局説明）</p> <p>以上をもちまして、令和3年第8回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れ様でございました。</p> <p>（閉会）</p>

令和3年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和3年7月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後2時50分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席		旭	戸塚 毅	欠席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席	○	秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席	○		清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
局長補佐兼農地係長	高群 邦人
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平
支所環境産業課産業係主事	相川 蘭

書記

局長補佐兼農地係長 高群 邦人